平成２３年（再イ）第５９５号
大阪市旭区千林２丁目６番20号
再生債務者　三好　良政
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第６２４号
大阪市大正区平尾３丁目４番14号
再生債務者　三原　進一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第６２７号
大阪市浪速区桜川１丁目５番36―105号
再生債務者　桃井　宏明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第２７７号
堺市中区福田350番地12
再生債務者　市村　朋子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月２日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再イ）第６号
福岡県嘉麻市上山田1065番地７、住民票上の住所福岡県宮若市本城439番地
再生債務者　崎川　　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２３年（再イ）第８０号
埼玉県幸手市北１丁目26番11号
再生債務者　知久　克哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第５３号
千葉県佐倉市上志津原341番地11
再生債務者　三石　康雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第２１号
愛知県稲沢市下津片町22番地
再生債務者　田中　伸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（再イ）第５７号
滋賀県草津市野路５丁目20番４号
再生債務者　古川　照幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第７１号
兵庫県尼崎市武庫之荘本町３丁目５番25号
再生債務者　清重　政博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再イ）第４８号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目５番43―104号　ソレイユＳ１
再生債務者　前崎　俊寿
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第８号
香川県仲多度郡多度津町大字見立1978番地
再生債務者　髙島　英志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（再イ）第４４号
熊本市十禅寺１丁目７番27号
再生債務者　上村　益義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月４日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第14号

小金井都市計画武蔵小金井駅南口第１地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画について都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第72条第４項の政令で定める軽微な変更をしたので、法第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 17 日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　大西　　誠

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
小金井都市計画武蔵小金井駅南口第１地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都小金井市本町一丁目18番10号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都小金井市本町一丁目、本町五丁目及び本町六丁目各地内
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成17年12月１日
6　権利変換計画について都市再開発法施行令（昭和44年政令第232号）第25条各号に掲げる軽微な変更をした年月日
平成23年10月31日

以　上

第二東海自動車道横浜名古屋線愛知県東海市新宝町の工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第 28 号

標記高速自動車国道の工事の一部が下記のとおり完了するので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 23 年 11 月 17 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

路　　線　　名　第二東海自動車道横浜名古屋線
区　　間　愛知県東海市新宝町
工 事 の 種 類　新設
工事一部完了日　平成23年11月18日